

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）に対する
日本政府の厳正な対応を求める意見書

平成25年2月12日に北朝鮮が国際社会からの強い非難や制止があったにもかかわらず、3回目の地下核実験を強行したとの報道に接しました。

北朝鮮は、過去2回の核実験においても国際社会の制止を無視して地下核実験を強行し、北東アジア地域はもとより、世界全体の平和と安全に対し重大な緊張を与えております。本市議会においても、核実験に厳重に抗議し、断固として非難するとともに、核兵器の完全廃絶及び核開発の即時放棄を強く求める決議を行い、北朝鮮政府に対し送付しました。また、日本政府に対しても、実効性のある再発防止策などについて、必要な措置を講じることや関係各国との協調を図り、厳格に対応していただくことを求める意見書を提出したところであります。

しかしながら、北朝鮮は昨年12月12日には明らかに国連安保理決議に違反する長距離弾道ミサイルの発射を強行し、本年1月には、「6カ国協議はもはや存在しない」と突き放すなど、国連安保理において全会一致で発出した警告や世界恒久平和を求める国際世論を無視した態度を取り続けています。このことは、核不拡散条約（NPT）を中心とする国際的な軍縮不拡散体制に対する重大な脅威となる暴挙であり、断じて容認できません。

よって、国に対しまして、北朝鮮の核兵器の完全廃棄及び核開発の即時放棄に向けた具体的な行動の実現に向け、国連や関係各国との連携を図りながら、より厳正に対応していただくよう、被爆地長崎の市議会として強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年2月21日

長 崎 市 議 会